

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	文書等提出命令違反に対する過料	
根拠法令等及び条項	栃木市国民健康保険条例第16条	
処分基準	根拠条項	栃木市国民健康保険条例第16条
	参考事項	国民健康保険法第113条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市国民健康保険条例抜粋</p> <p>第16条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに、国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>国民健康保険法抜粋 (文書の提出等)</p> <p>第113条 市町村及び組合は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、世帯主若しくは組合員又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p>	